

環境教育新法について

林 浩二

(千葉県立中央博物館)

hayasi (atmark) chiba-muse.or.jp

持続可能な社会づくりのための協働イノベーション
日本におけるオース3原則の実現策

2011年7月25日(月曜日)午後7時～9時
(財)日本環境協会(東京都中央区)

2011年9月 公開に向けて一部を修正

新法案の3つのヴァージョン

- A 旧法(平成15年法律第130号)(2003年7月)
- B 与党(自民・公明)案 2009年4月・6月
- C 第171国会衆法第55号(2009年7月) → 廃案
- D 第177国会衆法9号(2011年5月)
→ 未修正で成立
= 新法(平成23年法律第67号)
(2011年6月15日公布)

最終案での「後退」？ その1

多くの自治体等の義務規定が努力規定に。

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下、「行動計画」という。)を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

- 3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

最終案での「後退」？ その2

多くの自治体等の義務規定が努力規定に。

(行動計画の作成等の提案)

第八条の三 次に掲げる者は、都道府県又は市町村に対して、行動計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る行動計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

(略)

2 前項の規定による提案を受けた都道府県又は市町村は、当該提案に基づき行動計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表するよう努めるものとする。この場合において、行動計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにするよう努めるものとする。

最終案での「後退」？ その3

多くの自治体等の義務規定が努力規定に。

(環境保全の意欲の増進等の拠点としての機能を担う体制の整備)

第十九条 国は、国民、民間団体等が行う環境保全活動及び環境保全の意欲の増進並びに協働取組並びにこれらを推進する都道府県及び市町村の取組と相まって、国民、民間団体等の環境の保全のための取組を効果的に推進するため、次に掲げる拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。

最終案での「前進」？

逆に 努力規定が義務になった条項

(学校教育等における環境教育に係る支援等)

第九条 国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(略)

6 ……(略)……環境の保全に関する知識、経験等を有する人材が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするものとする。

新法の提案理由

「国連持続可能な開発のための教育の十年」に係る取組、学校における環境教育の関心の高まり等を踏まえ、自然との共生の哲学を生かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育を一層充実させること並びに環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に当たり、各主体間の協働取組を推進することが重要であることに鑑み、協働取組の推進を目的等に追加し、各主体間の協定の締結を促進する仕組みの整備等を図るとともに、環境教育等支援団体の指定、体験の機会の場の認定等の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の一層の推進に必要な事項を定めることにより、環境の保全のための国民の取組を促す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である

(第177国会衆法9号 提案理由。2011年5月提出)

懸案・課題

1. 名称(略称)
2. 改正のポイントとESD
3. 人材等認定事業
4. 事業所の取り組み
5. 市民参加
6. 政府の基本方針

懸案・課題 その1

・名称(略称)

旧法;環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

→ 環境保全活動・環境教育推進法

新法;環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

→「環境教育等促進法」が用いられるようになりつつある。(2011年9月追記)

懸案・課題 その2

・改正のポイントとESD

(協働取組の推進を目的等に追加)

各主体間の協定の締結を促進する仕組みの整備等を図る

環境教育等支援団体の指定

体験の機会の場の認定

環境の保全のための国民の取組を促す

懸案・課題 その3・4・5

- 人材認定等事業

育成事業が20件・認定事業が15件

(法の施行後7年近く経ってこの件数)

- 事業所の取り組み

- 市民参加

懸案・課題 その6

基本方針：2012年10月の完全施行に向けて政府が策定（閣議了解の形を取る）。省令も。

※旧法が公布された2003年の夏から2004秋にかけて説明会・意見交換会が開かれ、

- ・基本方針案作成への意見募集（2004年5月）
- ・基本方針案への意見募集（2004年8月）
- ・省令案への意見募集（2004年8月～9月）

など丁寧なプロセスで作成されていた。

※新法でも同様のプロセスを期待したい。

（2011年9月追記）